

(7) 給与所得・退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁		
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額
給与所得 { 俸給・給与・賞与 日雇労働者の賃金 計	人	千円	千円
	1,796,871	6,883,596,913	344,288,361
	—	13,686,664	638,309
退 職 所 得	54,720	764,843,360	18,550,018
計	—	7,662,126,937	363,476,688
災害減免法により徴収猶予したもの	—	—	—

調査対象：平成16年分について、平成17年4月30日までに「法定資料の合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」の提出のあったもの及び平成16年2月から平成17年1月までに「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」の提出のあったもの

(注) この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。

(8) 給与所得・退職所得の源泉徴収税額の累年比較

区 分	平成12年分	平成13年分	平成14年分	平成15年分	平成16年分
給与所得 { 俸給・給料・賞与 日雇労働者の賃金 計	千円	千円	千円	千円	千円
	3,898,930,508	3,940,458,577	3,791,654,386	3,714,672,734	3,929,077,879
	25,380,059	25,928,558	25,347,360	25,778,534	26,305,733
退 職 所 得	143,029,677	149,177,324	177,920,561	161,153,003	155,622,921
計	4,067,340,244	4,115,564,459	3,994,922,307	3,901,604,271	4,111,006,533
災害減免法により徴収猶予したもの	202	42	—	17	2,455

(9) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内調整所得金額等	源泉徴収税額
源泉徴収選択口座内保管上場株式等の譲渡所得等	千円 683,391,396	千円 44,726,989

調査対象：平成16年分について、平成16年2月から平成17年1月までに「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」の提出のあったもの

その他			合計		
人	支払金額	源泉徴収税額	人	支払金額	源泉徴収税額
人	千円	千円	人	千円	千円
18,852,181	76,865,293,514	3,584,789,518	20,649,052	83,748,890,427	3,929,077,879
—	1,151,418,845	25,667,424	—	1,165,105,509	26,305,733
—	78,016,712,359	3,610,456,942	—	84,913,995,936	3,955,383,612
820,639	4,316,778,233	137,072,903	875,359	5,081,621,593	155,622,921
—	82,333,490,592	3,747,529,845	—	89,995,617,529	4,111,006,533
46	—	2,455	46	—	2,455

(参考)

源泉徴収税率	
利子所得	一律源泉分離課税 15%
配当所得	① 上場株式等の配当等（公募証券投資信託の収益の分配（公社債投資信託を除く）、 特定株式投資信託の収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等を含む） 7%
	② ①以外の配当等 20%
	③ 源泉分離課税分 15%
給与所得	「給与所得の源泉徴収税額表」に定める税額 (略)
退職所得	① 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」 (略)
	② ①の申告書を提出しなかった場合 20%
公的年金等	① 「扶養親族等申告書」の提出がある場合は、公的年金等の支給金額から、年齢、支給金額等 に応じた一定額を控除した残額 10%
	② ①の申告書の提出がない場合は支給金額の75%相当額 10%
報酬料金等	① 原稿料等（所得税法第204条1項1号） 弁護士、税理士等（同2号） 職業野球選手、騎手等（同4号） 芸能等についての出演、演出等（同5号） 契約金（同7号） イ 1回の支払金額100万円以下の部分 10%
	ロ 1回の支払金額100万円超の部分 20%
	② ①のうち司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同2号）= 1回の支払金額から1万 円を控除した残額 10%
	①のうち職業拳闘家（同4号）= 1回の支払金額から5万円を控除した残額 10%
	①のうち外交員、集金人（同4号）= 月の支払金額から12万円を控除した残額 10%
	③ ホステス、バンケットホステス、コンパニオン等（同6号、措置法第41条19）= 1回の 支払金額から5千円×支払金額の計算期間の日数を控除した残額 10%
	④ 広告宣伝の賞金（所得税法第204条1項8号）= 1回の支払金額から50万円を控除した残額 10%
	⑤ 馬主が受ける競馬の賞金（同8号、第174条11号）= 賞金額から賞金の20%+60万円を控除した残額 10%
	⑥ 診療報酬（第204条1項3号）= 月の支払金額から20万円を控除した残額 10%
	⑦ 生命保険契約等に基づく年金（所得税法第207条）= 支払われる年金の対応する保険料等 を控除した残額（25万円未満の場合は源泉徴収不要） 10%
割引債の償還差益（措置法第41条の12）= 券面金額から発行価額を控除した残額 18%
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等（源泉徴収の選択をした特定口座に限る） 7%